

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	手当・共済	中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
分科会	7	障害福祉分科会	調整項目	6	重度心身障害者手当	黒川村担当	住民課	社会福祉係	担当者名	

現 況			調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町	黒 川 村		
名 称	重度心身障害者介護手当支給事業	家族介護慰労事業	合併時に中条町の例により統一する。	
目 的	介護者の慰労及び生活の安定と福祉の増進を図る。	同左		
事業概要	重度心身障害者（身体障害者手帳1・2級の者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令で規定する精神障害の程度が、1・2級の者、療育手帳の障害程度がAと認定された者、介護保険で要介護度が3～5の認定された者）を介護している者に介護手当を支給する。 要介護者1人につき月額5,000円	なし		
対 象 者	中条町に住所を有し、次のいずれかに該当する重度心身障害者を3月以上にわたり常時介護している者 この制度の重度心身障害者とは、次のいずれかに該当する者をいう。 (1)身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）で規定する身体障害の程度が、1級又は2級と認定された者 (2)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）で規定する精神障害の程度が、1級又は2級と認定された者 (3)療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児捌725号）に基づく知的障害の程度が、Aと認定された者 (4)介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護状態区分の要介護3、4又は5と認定された者若しくはそれらに相当すると認められる者	要介護4又は要介護5に相当する村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者で、過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイ、市町村特別給付の紙おむつサービスを除く）を受けなかった者を現に介護している家族。		
支給方法	毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支給する	年1回		

現 況		調 整 方 針	備 考																				
記載事項	中 条 町			黒 川 村																			
受給資格の消滅	次の各号に該当する場合は、受給資格を失う。 (1)介護者でなくなったとき (2)介護者又は重度心身障害者が本町に住所を有しなくなったとき (3)重度心身障害者が死亡したとき (4)重度心身障害者が対象者欄に記載した要件に該当しなくなったとき (5)重度心身障害者が福祉施設に入所したとき。ただし、短期入所については、この限りでない	同左																					
特例支給	重度心身障害者が、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護状態区分の要介護4又は5と認定された者若しくはそれらに相当すると認められる者で、かつ、町民税非課税世帯に属する高齢者であり、過去1年間介護保険のサービス(年間1週間程度のショートステイの利用を除く。)を受けなかった場合は、月額5,000円の手当のほか、当該要件に該当するに至ったときに年額100,000円を支給する。 平成14年度 0人 平成15年度0人	要介護4又は要介護5に相当する村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者で、過去1年間介護保険サービス(年間1週間程度のショートステイ、市町村特別給付の紙おむつサービスを除く)を受けなかった者を現に介護している家族に、慰労金として年額100,000円を贈呈する。 平成14年度 0人 平成15年度 0人																					
支給の制限等	次に該当する場合は、手当の全部または、一部を支給しない場合がある。 (1)重度心身障害者の介護を怠っていると認められるとき (2)条例に違反したとき (3)4か月で14日を越えるショートステイを利用した場合	なし																					
14年度決算額(円)	扶助費 4,450,000円																						
15年度予算額(円)	扶助費 7,940,000円																						
関係法令等	中条町重度心身障害者介護手当支給条例 中条町重度心身障害者介護手当支給規則	黒川村家族介護・軽度生活支援事業実施要綱																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>5,100</td> <td>5,100</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>0</td> <td>1,122</td> <td>1,122</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,100</td> <td>6,222</td> <td>1,122</td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町	5,100	5,100	0	黒川村	0	1,122	1,122	計	5,100	6,222	1,122
財政への影響額		単位：千円																					
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																				
中条町	5,100	5,100	0																				
黒川村	0	1,122	1,122																				
計	5,100	6,222	1,122																				
		備考 平成15年度当初予算ベース																					